

試験ワーキンググループ中間取りまとめ（概要）

情報処理安全確保支援士について、試験WGにおいて制度の内容を取りまとめた。今後これに基づき、平成28年度中の制度創設並びに平成29年度からの実施に向けて、必要な規程類の準備等を進めていく。

1. 資格試験の実施

- ◆ 新たに「情報処理安全確保支援士試験」を創設（平成29年度から実施見込み）
- ◆ 試験内容は情報処理技術者試験の中の「情報セキュリティスペシャリスト試験」（SC試験）をベースとする

3. 登録情報の公開

- ◆ 企業等による人材活用を促すため、情報処理安全確保支援士の登録情報を、HP等で公開する（氏名、登録番号、登録年月日、講習受講日、勤務先等）
- ◆ 登録情報のうちいくつかの項目（氏名、勤務先等）については、登録者本人の希望により非公開とすることができる

5. 制度の普及策

- ◆ 情報処理安全確保支援士制度の普及に向けて、情報セキュリティ対策を担う高度な人材の業務・役割の整理や、キャリアパスの明確化、土業コミュニティの形成等、幅広い取組を産学官連携して進めていくことが必要

2. 登録の要件（試験の免除）

- ◆ 以下のような者については、資格試験の全部または一部を免除する
 - ・過去のSC試験等に合格した者(全部免除)
 - ・国指定の高度な情報セキュリティ関連実務の経験がある者(全部免除)
 - ・大学等において一定のカリキュラムを修了した者(一部免除)

4. 講習

- ◆ 継続的な知識・技能の維持等を図るため、講習の受講を義務化する
- ◆ 講習は、①オンライン講習（年間6時間程度）と②集合講習（3年に一回程度）の二つの形式を組み合わせて実施する
- ◆ 一定の要件に該当する場合は講習を一部免除する